

議案第 24 号

野田市立尾崎保育所の指定管理者の指定について

次のとおり野田市立尾崎保育所の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市立尾崎保育所
指定 管 理 者	所在地	愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
	名称	株式会社日本保育サービス 代表取締役 坂井 徹
指定の期間		令和6年4月1日から令和13年3月31日まで

令和5年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立尾崎保育所の指定管理者として、株式会社日本保育サービスを指定しようとするものである。

野田市立尾崎保育所指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者募集施設
野田市立尾崎保育所

2 募集方法
公募

3 応募状況
1者
株式会社日本保育サービス
愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号

4 選定した指定管理者候補者
株式会社日本保育サービス
愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号

5 選定理由
事前に提出された事業計画書等応募書類及び応募者によるプレゼンテーションを委員7名で審査した結果、当該応募者は総得点が合格基準点を満たしていたので、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。採点結果及び選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市立尾崎保育所指定管理者候補者採点結果

(単位:点)

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評 価	
			株式会社日本保育サービス	
利用者の平等利用を確保すること。	・利用者の平等な利用が図られる内容となっているか。 (障がい児保育等)	適格要件	○	
施設の効用(設置目的)を最大限に発揮させるものであること。	・施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	4.3	
	・施設の利用促進(利用者増)のための適切な方策等が講じられているか。	5	4.0	
	・利用者のニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等が講じられているか。	5	4.0	
	・午後6時以降の時間外保育について、児童に配慮した内容となっているか。	5	4.3	
	・保育内容についての客観的な評価を行い、保護者や地域に情報提供するなど保育所の組織性や職員の意識を高め、保育の質の向上につなげるための積極的な方策が講じられているか。	5	4.2	
衛生管理が適切であること。	・衛生管理(食品を除く)のための適切な方策が講じられているか。	5	4.0	
	・食品の衛生管理のための適切な方策が講じられているか。	5	4.2	
給食(おやつ)の提供が適切であること。	・給食(おやつ)の提供に当たり、栄養管理や食材の選択のための適切な方策が講じられているか。	5	4.2	
児童の健康管理が適切であること。	・医療機関等との連携を含めて、児童の健康管理のための適切な方策が講じられているか。	5	4.0	
児童虐待問題への対応が適切であること。	・児童虐待の兆候発見時の対応等のための適切な方策が講じられているか。	5	4.0	
地域との関わり方が適切であること。	・地域との関わり方(園庭開放等)に対する適切な方策が講じられているか。	5	4.2	
個人情報の適切な保護が図られていること。	・個人情報の適切な保護のための具体的な方策が講じられているか。	適格要件	○	
緊急時の危機管理体制が確立されていること。	・防犯対策が講じられているか。	5	4.0	
	・防災対策が講じられているか。	5	4.0	
	・安全対策が講じられているか。	5	3.8	
	・児童が病気やけがをした場合の対策が講じられているか。	5	3.9	
	・苦情解決の仕組みへの取組みが講じられているか。	5	3.9	
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること。	・現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的な方策が講じられているか。	5	4.0	
管理経費の縮減が図られるものであること。	・管理経費縮減のための具体的な方策が講じられているか。	5	4.0	
地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際し、地元業者へ配慮すること。	・地元住民の雇用が計画されているか。	5	4.5	
	・物品及び役務の調達に際して、地元業者への発注が配慮されているか。			
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	・保育所業務について、同種(類似)業務の実績は妥当であり、施設管理に関する知識を有しているか。	10	8.6	
	・経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	5	3.9	
	・保育士の構成(配置)、職員の保有する資格、職員の経験年数、職員に求める資質等が妥当なものとなっているか。	10	8.6	
	・保育士以外の職員構成(職員配置)、職員の保有する資格、職員の経験年数、職員に求める資質等が妥当なものとなっているか。	5	4.0	
	・職員の指揮監督及び管理体制が妥当なものとなっているか。	5	4.0	
	・人材育成(研修)の方策等は妥当なものとなっているか。	5	3.8	
	・経営する施設における諸規程が整備されているか。	5	4.0	
	・管理に関する業務の全部を第三者に委託することなく、妥当なものとなっているか。	適格要件	○	
	職員が働きやすい職場になるよう努力している事業者であること。	・職員の有給休暇の取得促進や仕事と育児の両立支援等のための具体的な方策が講じられているか。	5	4.3
・職員の相談窓口の設置やメンタルヘルス対策のための具体的な方策が講じられているか。		5	4.5	
業務の引継ぎが適切に行われること。	・業務の引継ぎを受ける場合について、児童に配慮した方策等が講じられているか。(現指定管理者が応募した場合は引継ぎをする業務とする。)	10	8.3	
合 計	5点×26項目 10点×3項目 計160点満点 (100点満点換算)		131.5 (82.2)	

第1回野田市立保育所指定管理者候補者選定委員会（野田市立尾崎保育所） 会議録概要

開催日時 令和4年10月13日（木）午後6時から午後6時45分まで
開催場所 野田市役所8階 大会議室
出席委員 総務部長（副委員長）、企画財政部長、健康子ども部長、行政管理課長、管財課長、尾崎保育所保護者代表3人
欠席委員 副市長（委員長）
事務局 保育課、行政管理課

1 開会

＜副委員長から開会の言葉＞

2 議事

(1) 保護者代表を委員に加えることについて

＜事務局から尾崎保育所保護者代表3人を委員に加えることについて説明＞

＜審議の概要＞

○ 施設利用者の声を仕様書等に反映させるため、尾崎保育所保護者代表3人を本委員会に加えることについて各委員の了解を求める。

→ 異議無し。

＜審議の結果＞

尾崎保育所保護者代表3人を委員に加えることを決定する。

(2) アンケート結果の報告について

＜事務局から尾崎保育所のアンケート結果について説明＞

＜審議の概要＞

○ 提出された意見3件のうち、2件は特に意見はないというものであった。1件は「休日保育の有無について」を評価項目に追加してほしい」というものであった。

→ 次の議題の中で、説明させていただき、審議していただきたい。また、他施設のアンケートで意見のあった「保育士の勤務時間や休暇等、保育士が働きやすい職場になるよう努力している事業者であるかを評価項目に追加してほしい」についても、次の議題の中で説明させていただき、審議していただきたい。

<審議の結果>

次の議題の中で、説明し、審議することとして決定する。

(3) 募集要項、仕様書及び応募書類の検討について

<事務局から尾崎保育所の募集要項、仕様書及び応募書類について説明>

<審議の概要>

- 募集要項4ページ(2) 管理に係る経費について、他の指定管理施設では募集要項に直近の指定管理料実績について記載をしているが、保育所については、明記する必要はないか。
 - 公定価格を基本として、補助事業に係る実績に応じたその他の経費と合わせて、指定管理料を支払っており、「別紙 管理運営実績」において、入所児童数等を示すことで、指定管理料を推測できることから明記する必要はないと考えている。

- 募集要項5ページ(4) 保育料等の納入及び仕様書4ページ(3) 保育料等の納入について、「令和元年9月以前の主食費」について規定しているが、尾崎保育所に3年以上前の主食費の納入が想定されるのか。また今回選定される指定管理者が過去の保育料を徴収するのか。
 - 滞納している世帯の児童が尾崎保育所に在籍しておらず、納入されることはないため、ご指摘のとおり「令和元年9月以前の主食費」についての記載を削除する。

- 募集要項4ページ(4) 保育料等の納入、仕様書4ページ(3) 保育料等の納入及び仕様書8ページ(4) 保育料等の納入について、「また、保育料等の滞納が生じないように、野田市と協力してください。」とあるが、保育料等の納入に関する規定に滞納防止協力の記載は違和感がある。
 - 保育料等の徴収率向上のため、募集要項4ページ(4) 保育料等の納入及び仕様書8ページ(4) 保育料等の納入については、特段変更は加えないこととしたい。
なお、仕様書5ページ(3) 保育料等の納入については、経費の内容に係ることを示している項目のため、ご指摘のとおり「また、保育料等の滞納が生じないように、野田市と協力してください。」についての記載を削除する。

- 仕様書5ページ11 職員配置(2) について、「必要に応じ保育補助その他の職員を置くこと」とあるが、その他の職員を置くかどうかについて、どのように判断するのか。
 - 保育所を運営していく上で、清掃、草取り及び環境整備等の保育以外の業務量を推計し、用務員等の職員が必要かどうかを指定管理者自らが判断し配置を行う。

- 仕様書 11 ページ 19 災害及び事故対策（3）について、「野田市内において震度 4 以上の地震が発生し保育課から指示があったとき又は震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、開所時間内の場合は、速やかに被害状況を確認し、保育課へ報告すること。また、開所時間以外の場合は、別途協議すること。」とあるが、被害状況等の確認については、開所時間以外であっても指定管理者の職員が対応すべきではないか。
 - 現在の指定管理者については、協議の結果、開所時間外の対応については、施設長又は施設の職員が対応することとしているが、対応の可否を保育課職員に連絡し、対応が困難な場合には保育課職員が被害状況等の確認をするように運用することとしている。公募により、新たな指定管理者が決定した際には、改めて協議する。

- 仕様書 11 ページ 19 災害及び事故対策（8）及び（9）について、「（社）全国私立保育園連盟 保育園児団体傷害保険」及び「（独）日本スポーツ振興センター」に係る傷害保険に加入することとなっているが、けがをした場合は両方の保険から給付が受けられるのか。
 - 両方の保険から給付を受けることができる。

- 感染症の拡大時など職員の出勤が制限される状況になった場合等の事業継続計画（BCP）の策定について規定するべきではないか。
 - 現時点で、保育所における事業継続計画（BCP）の策定は義務化されていないため、仕様書に規定することは考えていない。また、選定基準における評価項目にも含めていないが、「危機管理マニュアル」や「感染症対策マニュアル」の作成について規定した項目があるため、第 2 回選定委員会の事業者プレゼンテーションの際に確認いただきたい。

なお、市内の認可保育所等では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う市内認可保育所等の相互支援に関する協定を締結しており、利用児童の保育が困難となった場合、利用児童の一時的な受入れ等の支援を各事業者と野田市が調整し、可能な範囲で相互に支援することとしている。

- 野田市児童虐待防止対応マニュアル（保育所・幼稚園・学童保育所編）の記載がないが、指定管理者としての責務等はないか。
 - ご指摘のとおり、仕様書 10 ページ 16 入所児童の健康管理（1）⑦「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の規定を遵守し、児童虐待の防止及び虐待の早期発見に努め、必要に応じて野田市及び関係機関との連携を図る。」を「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の規定を遵守し、野田市児童虐待防止対応マニュアル（保育所・幼稚園・学童保育所編）に基づき、児童虐待の防止及び虐待の早期発見に努め、野田市及び関係機関との連携を図る。」に修正する。

また、募集要項 2 ページ (4) 関係法令の遵守及び仕様書 3 ページ 7 関係法令の遵守に「児童虐待の防止等に関する法律」を追記する。

- 保育士による児童への性的な虐待が発生している中で、内部規律や職員研修など規定する必要はないか。
 - ご指摘のとおり、仕様書 16 ページ 30 職員研修 (1) 「職員に対し、資質の向上を目指す目的で次に掲げる研修を行うものとする。」を「職員に対し、法令遵守、資質の向上を目指す目的で次に掲げる研修を行うものとする。」に修正する。

- アンケートで意見のあった「「休日保育の有無について」を評価項目に追加してほしい」についてどう考えるか。
 - 仕様書 2 ページ施設の管理基準において、休日保育の実施について定めているため、評価項目には追加しないこととしたい。
- 異議なし

- 他施設のアンケートで意見のあった「保育士の勤務時間や休暇等、保育士が働きやすい職場になるよう努力している事業者であるかを評価項目に追加してほしい」についてどう考えるか。
 - 事務局提案として、「職員が働きやすい職場になるよう努力している事業者であること」を選定基準として追加することとしたい。
- 異議なし

<審議の結果>

募集要項、仕様書及び応募書類について、指摘事項の修正も含めて原案どおり決定する。

3 閉会

第2回野田市立保育所指定管理者候補者選定委員会（野田市立尾崎保育所） 会議録概要

開催日時 令和5年1月18日（水）午後2時から午後3時30分まで
開催場所 野田市役所8階 大会議室
出席委員 総務部長（副委員長）、健康子ども部長、行政管理課長、管財課長、尾崎
保育所保護者代表委員3人
欠席委員 副市長（委員長）、企画財政部長
事務局 保育課、行政管理課

1 開会

＜副委員長から開会の言葉＞

2 議事

- (1) 野田市立尾崎保育所指定管理者指定申請に係る第1次審査（資格要件）結果について（報告）

＜事務局から応募状況及び第1次審査結果について説明＞

- ・ 応募団体は1者
- ・ 第1次審査の結果、適格要件を満たしていた。

- (2) 野田市立尾崎保育所指定管理者指定申請に係る第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

①応募団体（株式会社日本保育サービス）の審査
ー株式会社日本保育サービスが入室ー

＜プレゼンテーション＞

- ・ 事業計画書等の概要について説明

＜審議の概要＞

- 職員の休憩時間の確保や休暇の取得について努力していることはあるか。
→ 昼礼等の話合いの場がある際は、臨機応変な対応をしており、1時間の休憩を取ることを徹底している。

また、年5日の年次有給休暇の確実な取得については、本部による有給休暇の取得状況調査の結果を踏まえ、所長への指導及び勤務調整を行うことで、職員全員が有給休暇を5日以上取得できる環境を整えている。

- 支援が必要な児童の受入れについて、専門チームによるサポートや、発達支援担当職員が、配慮が必要な児童へのアドバイスを行っているがあるが、どのような対応を行っているのか教えていただきたい。
- グループ会社に配慮が必要な児童に関する担当部署があり、発達支援担当職員が実際に保育所を訪問し、対応について担任にアドバイスをを行い、保護者の方に安心していただける保育を提供できるようにしている。

- 保育士の健康管理について、重労働であり、離職率が高いと言われている保育士の日々の業務を支えるため、法人として職員のサポート面で力を入れていることはあるか。
- 外部相談窓口で24時間メンタルヘルス相談が可能な体制を整えている。また、傷病等による体調不良については、働き方のフィードバックを行うため、所長を通して申請を行い、産業医への相談を実施することができ、心身ともに健康でいられるようなサポート体制を整えている。野田市内の日本保育サービス系列園5園の離職率は、社内平均より5パーセント低くなっており、メンタルヘルス対策の効果が出ている。

- 損益計算書において、毎年人件費が上昇しており事業拡大をしていると見受けられる。職員配置について、組織が大きくなることにより現在尾崎保育所で働いている職員が他園へ異動することはあるのか。
- 所長や主任への昇格及び転居等による異動はあるが、基本的には本人の希望がない限りはできる限り同じ園での勤務を続ける方針である。
事業拡大については、待機児童の問題が全国的に解消されつつあり、法人としては施設数を増やすのではなく、次の段階として保育の質の向上を進めていくことを考えている。

- 多額の建設仮勘定が計上されているが、保育施設等を整備しているということか。
- 見込みのとおり。法人としては施設数を増やさないという方針のため、今後計上することはない。

- 日本語による意思疎通が困難な利用者に対し、伝達等を行う際、多言語対応ができる職員はいるのか。
- 尾崎保育所には現在英語を話せる職員がおり、外国籍の方の入所説明会時には英語を話せる職員の同席に加え、外国語の資料を使用することにより保護者への説明をスムーズに行うことができている。また、重要事項説明書については、現在、中国語、韓国語、ベトナム語及び英語に対応している。なお、地域の実情に応じて自動翻訳機を導入している系列園もある。

－株式会社日本保育サービスが退室－

<採点整理>

- ・各委員が応募団体からの説明及び質疑応答を基に採点

(3) 野田市立尾崎保育所指定管理者候補者指定申請に係る第2次審査合格者の決定
(指定管理者候補者の決定) について

<事務局から第2次審査の評価票の集計結果について説明>

- ・第2次審査の評価票のうち、適格要件は全ての委員が適格と評価した。
- ・集計の結果、評価項目29項目160点満点に対し、株式会社日本保育サービスは、131.5点で100点満点に換算すると82.2点であり、合格最低基準の6割を満たしていた。

<審議の概要>

- ・株式会社日本保育サービスを指定管理者候補者として今後協議に入ることとしてよろしいか。
- 異議無し

<審議の結果>

- ・野田市立尾崎保育所の指定管理者候補者は、株式会社日本保育サービスと決定する。

(4) その他

<事務局から今後の日程について説明>

3 閉会